

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成29年度 第3回川西市介護保険運営協議会 「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等 施設部会」	
事務局(担当課)		健康福祉部 長寿・介護保険課	
開催日時		平成30年1月12日(金)15:00~	
開催場所		川西市役所 7階 大会議室	
出席者	委員	大塚保信、坂井稔、田中公宏、南智子、喜田和代、三浦光子	
	その他		
	事務局	根津倫哉、山本敏行、井口俊也、田中英之、今井ひでみ、 阪上翔太	
傍聴の可否		可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第		1.開会 2.第7期介護保険事業計画期間中の介護保険料等の考え方について 3.その他 4.閉会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

審議経過

部会長

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「平成29年度 第3回川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」を開催いたしましたところ、ご多忙にもかかわらず、ご出席をいただき感謝する。

本日、ご出席をいただいておりますのは、委員8名中 6名である。

よって、「川西市介護保険運営協議会規則第3条第4項」の規定に基づき、本日の協議会は成立している。

本日も皆様の活発なご意見を願います。

部会長

傍聴の方はおられるか。

事務局

傍聴の方はお越しではない

部会長

次に、本日の資料を事務局より確認をお願いしたい。

事務局

それでは、資料の確認をさせていただきます。

・平成29年度第3回川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」次第

・(資料1)「第7期介護保険事業計画期間中における保険料等の考え方について」

・(資料2)「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)」

こちらの中身は第5章のみとなっております。

・(資料3)「介護保険の財源構成」

以上、4点である。

部会長

皆さん、資料の方は揃っておられるか。

それでは、会議次第に従いまして、会議次第2「第7期介護保険事業計画期間中における保険料等の考え方について」事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1、2、3、)による説明をおこなう。

部会長

第7期介護保険事業計画期間中における保険料等の考え方についての説明であった。

ご承知と思うが介護保険の運営状況は年々厳しくなり、65歳以上の人口は26%くらい、やがて30%になる。対して若い人口は年々減少している。様々な角度からご意見を賜りたい。

説明で分かりにくかったところがあればその点についても指摘してほしい。ご意見、考え方についての質問等ないか。

委員

資料1のP12の待機者の解消について、32年度までに新たに特別養護老人ホームを作らないのにどう吸収していくのかがわからない。

事務局

第6期の積み残し分で小規模特養29人分、小規模多機能型居宅介護で58人分、特定施設入居者の生活介護で50人分、第6期の積み残し分で137人分整備をする予定である。新たに第7期で小規模特養で29人分、看護小規模多機能居宅看護で29人、特定施設入居者生活介護で50人、定期巡回対応型訪問看護で30人分、合計138人分。6期、7期合わせて275人分の整備ができると考えている。

第7期中に特養が必要となる数は合計188人分なので待機者の解消になると考える。

委員

積み残し分プラス新たに発生する分を解消できると考えているということによいのか？

保険料の13段階はそのままいくのか？

事務局

そのとおりである。

保険料の段階については、このままでいきたい。金額については検討中である。

委員

標準額は何段階か。

事務局

5段階である。

委員

資料1の小規模多機能型の実績と達成率について、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の実績と達成率が下回っているのはなぜか？

事務局

平成29年度から介護予防の訪問介護と通所介護は総合事業に移行するので最初の見込みが高めだったための達成率になっている。

委員

資料3の保険給付の財源内訳についてもう一度教えてほしい。

部会長

保険給付の財源内訳は半分が保険料であり、半分が税金である。第1号被保険者の保険料の負担割合は1期ごとに1%ずつ上がり、第2号被保険者の保険料負担は1%ずつ下がっている。

委員

介護保険の存続のためには緻密な計算と少しずつの寄せ集めで何とかやっていかないといけない。介護保険のシステムを続けるためによろしくお願いしたい。

委員

介護保険料について、年金をもらっている方やサラリーマンは天引きされるが、払っていない人に関してはどのようになっているのか？

事務局

払わない方についてはペナルティがある。支払いの時効は2年であり、2年以上経過すると納めたくても納められず不能欠損となる。保険料を払っていないと、利用したいときに負担額が3割になったり、高額介護サービス費が支給されなくなるなどの措置がある。差し押さえなどの実施には至っていないが、極力徴収率を上げる努力をしている。ただしほとんどの人が天引きになっている。

委員

ペナルティがかかる人は、介護保険を使いたいときになってようやく未納が発覚し、利用するときに実際困ることになるケースが多い。

事務局

ペナルティについては、そうなる前に予防することは難しい。しかし、保険料や利用料を払うと生活保護基準以下になる方の場合は手続きをすれば境界層該当認定という救済措置があるので役所に相談してほしい。窓口、パンフレット、公報で知らせていきたい。

委員

サービス利用の達成に関して、どのくらいの達成率で介護保険は維持が可能なのか。

事務局

達成率が下回っているということは計画値を多く見ていたということ。第6期に関しては結果として、もう少し保険料を抑えられたということである。これをもとに第7期は計画値と実績値がイコールに近づくよう努力していく。

部会長

他にご質問等もないようなので、「第7期介護保険事業計画期間中における保険料等の考え方について」は終わりとする。

それでは、会議次第3「その他」について、事務局より何かあるか。

事務局

今回の介護運営協議会 部会開催の確認をさせていただく。

来月2月6日火曜日10時から「平成29年度 第4回川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」を市役所地下1階のB01会議室で開催する。

内容は「第7期介護保険事業計画期間中の介護保険料」について諮問・答申をお願いしたいと考えている。

お忙しい中、ご無理申し上げますが、ご出席の方、よろしくお願い致します。

事務局

来年度から地域ケア会議の開催を考えている。平成30年度からこちらの部会において第1層を担っていただきたいがいかがか。

地域ケア会議とは3層構造である。第1層がこちらの地域ケア推進会議。第2層が地域ケアネットワーク会議で、年4回の認知症ネットワーク会議。第3層は地域包括センターごとに開かれる地域ケア個別会議。以上のような構成を想定している。

部会長

これを承るといふことでよろしいか。

委員

承知との声。

事務局

先ほどの資料1の報告についての、補足の説明をさせていただきたい。現在川西市ではきんたくん健康体操等の介護予防の取り組みが活発におこなわれている。そして今後もより一層推進していく姿勢である。その取り組みの効果を見込んで認定者数を推計している。何も予防しなかった時と比べて、5%減の95%の認定者数の伸びを乗じて推計している。

委員

今説明があった健康予防の事業について、健康マイレージもその中に含まれているのか。

事務局

現在はマイレージをその推計にいれてはいないが、今後は計画の方に反映していきたいと考えている。

部会長

それでは、本日の協議会は、以上をもちまして閉会とする。

委員の皆様には貴重なご意見をいただき、また、議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

以上